

平成22年度苦情申出一覧表(1/2)

	(H22) 苦情13	(H22) 苦情14
申出人	A	A
申出日	平成22年11月9日	平成22年11月9日
実施機関	知事(建築指導課及び 安房地域整備センター)	知事(安房農林振興センター)
苦情の内容	対象文書を特定しない いんぺいのため対象文書を特定しない ・建、〇〇さんが勝手な解釈をしてくださった(11/9) ・不明な場合内容で記載するときちゃんと対象文書を特定しない。	異議申立ての決定による開示決定の方法がでたらめである 政法〇〇さんが手続きを理解していない。 ・再決定にも教示で異議申立てをしてから裁判としている。 ・異議申立ての決定後の決定通知書の書式がきちんと制定していない ・文書番号がダブっていた。(再決定と異議申立ての決定)
調査委員	菅野委員、澤田委員	井上委員、橋本委員
調査の状況	平成23年2月10日(実施機関回答書受付)	平成23年2月14日(実施機関回答書受付)
	平成23年2月15日(実施機関回答書受付)	平成23年2月28日(実施機関回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	平成23年6月3日(処理結果の検討)	平成23年6月3日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成23年6月29日	平成23年6月29日
処理結果	<p>本事案は、開示請求された際の、実施機関による対象文書の特定に関する苦情であると認められる。</p> <p>建築指導課担当者の窓口対応は、開示請求書受付時の安房地域整備センターにおける窓口対応を踏まえたものであり、建築計画概要書に関する誤った解釈を行うなどの事実は認められないことから、申出人の主張する事実は見受けられない。</p> <p>また、開示請求書受付時の実施機関における窓口対応において、請求内容の確認及び対象文書の特定を行っており、申出人の主張する事実は見受けられない。</p>	<p>本事案は、不服申立て一部認容決定に従い、改めて行った開示決定等に係る手続きに関する苦情であると認められる。</p> <p>政策法務課担当者は申出人に対し適切に対応しており、申出人の主張する事実は見受けられない。</p> <p>行政事件訴訟法の規定に基づき、処分取消訴訟は直ちに訴えを提起することが可能であることから、再決定にも教示で異議申立てしてから裁判としているとの主張について、その事実は見受けられない。</p> <p>また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱の第5の7(4)の規定により、異議申立て後の決定通知書の書式は制定されていることから、申出人の主張は認められない。</p> <p>文書番号がダブっていたとの主張については、異議申立ての決定と再度の部分開示決定を同一の起案で処理したことにより同一の文書番号が付されたとのことであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点はないが、枝番号処理を行う等、異なる文書番号を付することが望ましい。</p>

平成22年度苦情申出一覧表(2/2)

	(H22) 苦情15	(H22) 苦情16
申出人	A	A
申出日	平成22年11月26日	平成22年11月30日
実施機関	監査委員(調整課及び監査課)	知事(安房地域整備センター)
苦情の内容	<p>保有していないという情報開示を求めたが、故意に決定通知書を発行しない 10日以内に決定通知が発行できるのに12月定例県議会で追及されないよう不作為 H22、11、9付受付915番で知事部局総務課と同時に同一内容で請求したが、総務課がH22、11、18付で不開示決定している。</p>	<p>H22、10、20安整949号西条幼稚園分 頁を記入しなければならないのにしなかったことを隠すために拡大コピーして閲覧させた 不法行為の隠ぺい 建築基準法が改正され構造計算書の通し頁が記入されなければならなくなった。確認申請書の不備または差し換えを隠すため、頁が写らないように拡大コピーし閲覧させた</p>
調査委員	伊藤委員、藤井委員	菅野委員、柳瀬委員
調査の状況	平成23年2月7日(実施機関回答書受付) 平成23年2月7日(実施機関回答書受付)	平成23年2月9日及び15日(調査委員による原本確認)
苦情処理部会 審議状況	平成23年6月3日(処理結果の検討)	平成23年6月3日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成23年6月29日	平成23年6月29日
処理結果	<p>本事案は、開示請求があった日から実施機関が開示決定等を行った日までの期間に関する苦情である。</p> <p>開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に行政文書不開示決定を行う場合には、開示請求に係る行政文書の保有の有無を確認する必要がある。</p> <p>千葉県知事は、総務課において、平成22年度から開始した消耗品の集中調達業務について、管財課、企業庁及び警察本部の調達単価を調査、比較検討等した経緯は確認されないとも説明しており、千葉県知事が行った開示請求に係る行政文書の保有の有無の確認に不適正な点は認められない。</p> <p>千葉県監査委員は、開示請求に係る行政文書の保有の有無を適切に確認しており、千葉県監査委員が、速やかに開示決定等を行うよう努めていないとは認められない。また、千葉県監査委員が開示決定等を行った日までの期間は、条例に違反するものではない。</p> <p>したがって、千葉県監査委員の行った事務に不適正な点はない。</p>	<p>本事案は、実施機関が苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)に対して閲覧させた、開示請求に係る対象文書のコピーの方法に関する苦情であると認められる。</p> <p>申出人が閲覧した文書の写しを添付してきたことから、実施機関に当該文書の原本を提出させ、それぞれ比較してみたが、対象文書の拡大コピーは認められなかった。</p> <p>よって、実施機関の情報公開に係る事務処理に不適正な点は認められない。</p>